様式第10号(第2条関係)

年　月　日

　　　　　　　　　　様

北上市長　　　　　　　印

(指定管理者　　　　　　　　印 )

公園施設設置(管理　占用　使用)変更許可書

　　　　年　月　日付けで申請のあった公園施設設置(管理　占用　使用)変更については、次の条件を付けて許可します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | 第　　　　　　号 | | | | |
| 公園の名称 |  | | | | |
| 許可を受けた年月日及び番号 | 年　月　日  第　　　号 | 許可を受けた事項 | | □設置　□管理  □占用　□使用 | |
| 変更事項 |  | | | | |
| 変更理由 |  | | | | |
| 許可条件 |  | | | | |
| 使用料 | 円 | | 内訳 | |  |
| 減免理由 |  | | | | |
| 摘要 |  | | | | |

備考　1　この決定について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　　　2　この許可書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。